

(添付書類)

事 業 報 告

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

1. 会 社 の 現 況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、原油価格の高止まりや米国経済の減速懸念等の不安要因はあったものの、順調な企業業績を背景に設備投資が堅調に推移する中、雇用情勢の改善により個人消費も緩やかに拡大し、景気は概ね回復基調が持続いたしました。また、当社に関連の深い建設業界は、引き続き公共工事は弱含みであります。企業の設備投資意欲は旺盛で民間の建設需要は堅調であります。

このような状況下で当社の業績は、前年度に実現した不動産事業の開発プロジェクト（分譲マンション）収入の剥落もあって、売上高43億7千5百万円（前年同期比30.5%減）、営業利益1億9千5百万円（前年同期比40.8%減）と減収減益となりました。主力のスパンクリート事業は、上半期は売上・出荷・生産数量が伸び悩み、採算的にも低調に推移したものの、下半期、特に第4四半期に入って出荷数量が増加したことから、工場の生産性が飛躍的に上がり、加えて営業粗利益率も改善がみられ、最終的には前期並みの成果を挙げることができました。また、不動産事業は、上述のマンションプロジェクトの剥落要因はあったものの賃貸ビル収益が安定的に推移し、引き続き当社収益を下支えしております。営業外収益ではリート関連を主とした余資の運用益が大きく寄与しており、以上の結果、経常利益は3億8千6百万円（前年同期比7.3%減）となり、平成19年2月に清算結了した子会社プレテック株式会社の追加清算費用等4千5百万円を特別損失に計上した上で、当期純利益は1億5千4百万円（前年同期比8.3%減）となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

<スパンクリート事業>

当事業は、前述のとおり上半期はマンション床材等の売上、出荷及び生産数量が共に落ち込んだことから、営業総利益は低水準で工場の採算性も低迷し苦戦を強いられたものの、下半期に入って販売価格に改善の兆しがみられ、特に第4四半期に出荷数量が大きく伸び、工場の採算性が操業度アップにより大幅に向上しました。この間全社挙げての肌理細かいコスト管理を実施し、最終的に上半期のマイナスの損益を下半期に取り戻し、売上高41億1千8百万円、営業利益6千万円と前期並みの利益水準を確保することができました。

(前年度は連結で売上高45億9千8百万円、営業利益5千7百万円)

<不動産事業>

当事業は、前年度の分譲マンションのようなプロジェクトベースの収益はなかったものの、賃貸ビルの稼働状況は引き続き高水準を維持しており、売上高2億5千7百万円、営業利益1億4千5百万円と安定収益を計上しております。

(前年度は連結で売上高16億9千9百万円、営業利益2億8千万円)

事業別	売上高	受注高
スパンクリート事業	4,118,267千円	4,132,142千円
不動産事業	257,341	—

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は2億8百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

スパンクリート事業	宇都宮工場	工場建屋屋根更新工事
		クレーン増設工事
	岩瀬工場	クレーン増設工事
不動産事業		ビル空調改修工事

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金及び借入金により賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末日における借入金残高は以下のとおりです。

区 分	第45期 (当期)
短期借入金	900,000千円
1年以内に返済予定の長期借入金	100,000
長期借入金	175,000
合 計	1,175,000

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第42期 (平成16年3月期)	第43期 (平成17年3月期)	第44期 (平成18年3月期)	第45期 (当事業年度) (平成19年3月期)
売上高(百万円)	4,379	4,427	6,298	4,375
当期純利益(百万円)	191	76	168	154
1株当たり当期純利益 (円)	49.54	19.91	41.24	19.63
総資産(百万円)	11,105	10,583	10,686	10,969
純資産(百万円)	7,985	8,021	7,832	8,187
1株当たり純資産額 (円)	2,049.92	2,072.73	2,002.94	1,000.32

(注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産の金額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。
- 第45期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
- 平成18年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(3) 対処すべき課題

スパンクリート事業につきましては、引き続き高層マンションや流通倉庫などの大型物件の受注増が見込まれ、販売・生産数量の確保はある程度可能と考えておりますが、克服していかなければならない当社固有の課題もあります。即ち、当社は全量受注生産を行っており、出荷時期の重複やブレが収益に大きく影響する経営構造にあり、特に大型物件のブレは極めて影響度が大きくなります。従って収益を安定的に確保するためにも、宇都宮と岩瀬の2工場で納期への対応と最適な生産体制を追求していく必要があり、需給調整の巧拙が極めて重要なポイントになります。また、営業の粗利益率の改善は急務であり、原材料費の高騰をある程度吸収し得る販売価格の是正に取り組んでいくと同時に、現状のマンション向けの床板に偏った販売構成を修正して相対的に利益率の高い壁板の拡販に注力していきたいと考えております。更に、近時在来商品に加えJスラブ（新組立床工法）・Mスラブ（強化床パネル）等の高付加価値新製品を開発しつつありますが、その販路の開拓と販売ウエイトの引き上げに努力して参ります。

不動産事業につきましては、オフィスビル3棟の賃料収入が安定収益源となっておりますが、更なる収益力増強のために八丁堀マンション開発事業のようなプロジェクトベースの採算案件の取り組み、または新規良質賃貸物件の取得を慎重に推進していきたいと考えております。

(4) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
スパンクリート事業	建設用の床・壁・屋根の材料「スパンクリート」等の製造・販売
不動産事業	不動産の賃貸・管理・販売

(5) 主要な営業所及び工場（平成19年3月31日現在）

本社	東京都文京区
営業所	宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、仙台営業所（宮城県仙台市）
工場	宇都宮工場（栃木県宇都宮市）、岩瀬工場（茨城県桜川市）

(6) 使用人の状況 (平成19年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
130(65)名	7(△1)名	45.6歳	15.6年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (平成19年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	875百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	200
株式会社りそな銀行	100

2. 株式の状況（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,824,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,018,400株
- (3) 株主数 877名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
三菱商事株式会社	1,187千株	14.51%
日本スパンクリート機械株式会社	1,094	13.37

(注) 出資比率は自己株式（833,780株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）

平成17年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
157個（新株予約権1個につき2,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 314,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際しての権利行使価額
1個当たり 1,000円（1株当たり 0.5円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金 1個当たり 500円（1株当たり 0.25円）
資本準備金 1個当たり 500円（1株当たり 0.25円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年8月1日から平成32年8月31日まで

・新株予約権の行使の条件

1. 対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の取締役を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
2. 対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。
3. 対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
4. この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによる。

・当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	157個	314,000株	5名

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長	村山好弘	株式会社ワンダーテーブル取締役、富士平工業株式会社監査役
代表取締役社長	原田穰	
常務取締役	北村勲	生産管掌、宇都宮工場長
常務取締役	齊藤建次	営業・業務・工務・技術管掌、営業部長
常務取締役	東村友次	総務・経理・企画・設計・内部監査室管掌
取締役	後藤考司	三菱商事株式会社セメント総括マネージャー
取締役	北川尚史	鈴木金属工業株式会社取締役企画部長
常勤監査役	大谷光威	
監査役	阿部裕三	東京総合法律事務所弁護士
監査役	清水雄輔	株式会社キッツ取締役会長

- (注) 1. 取締役後藤考司氏及び取締役北川尚史氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役大谷光威氏、監査役阿部裕三氏及び監査役清水雄輔氏は、社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

前回の第44回定時株主総会（平成18年6月27日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
取締役	大塚尚	営業部長	平成19年2月1日

- (注) 取締役大塚尚氏は、死去による退任であります。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	89,360千円
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (4)	10,320 (10,320)
合 計	10	99,680

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和63年7月30日開催の臨時株主総会において月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和63年7月30日開催の臨時株主総会において月額200万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、次の支払いがあります。
- 平成18年6月27日開催の第44回定時株主総会の決議による役員賞与
取 締 役 6名 6,740千円
監 査 役 3名 760千円（うち社外監査役3名760千円）
 - 平成17年6月28日開催の第43回定時株主総会の決議による役員退職金
取 締 役 1名 1,508千円
監 査 役 1名 800千円（うち社外監査役1名800千円）

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役後藤考司氏は、三菱商事株式会社ライフスタイル本部住宅資材ユニットセメント総括マネージャーであります。同社は当社の筆頭株主であり、同社100%子会社三菱商事建材株式会社が当社の総販売代理店であります。
 - ・取締役北川尚史氏は、鈴木金属工業株式会社の取締役企画部長であります。同社は当社の大株主であり、重要な資材仕入先であります。
 - ・監査役清水雄輔氏は、株式会社キッツの取締役会長であります。なお、当社は株式会社キッツとの間には特別の関係はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
- ・監査役阿部裕三氏は、苫小牧港開発株式会社及び株式会社白夜書房の社外監査役であります。
 - ・監査役清水雄輔氏は、中国ベンチャー投資株式会社の社外取締役であります。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 内 容
取 締 役 後 藤 考 司	平成18年6月27日就任以降開催の取締役会11回うち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 北 川 尚 史	平成18年6月27日就任以降開催の取締役会11回うち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 大 谷 光 威	平成18年6月27日就任以降開催の取締役会11回の全てに出席し、また、平成18年6月27日就任以降開催の監査役会4回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 阿 部 裕 三	当期開催の取締役会15回うち13回に出席し、また、当期開催の監査役会5回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 清 水 雄 輔	当期開催の取締役会15回うち9回に出席し、また、当期開催の監査役会5回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 新日本監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 10百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 | 10百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公正性を図り、企業価値の向上と社会から信頼される企業の実現を目指すとともに、関連法規を遵守し、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性を高めるべく、内部統制システムを適切に整備し、運用します。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の経営管理体制は、「取締役会」、「監査役会」、「会計監査人」で構成する。
 - ・ 「取締役会」は、法令及び定款に定めるもののほか、「取締役会規定」に基づき運営する。
 - ・ 取締役は、担当職務を執行し、その状況を「取締役会」に報告するとともに、他の取締役の職務執行について、法令及び定款への適合性を相互に監視する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・各種情報は、法令等に定めるもののほか、「内部情報管理規定」を遵守し管理する。
 - ・取締役会議事録等の各種文書は、「文書管理規定」に基づき適切に作成し保管する。
 - ・財務情報や経営上の重要な情報開示についても、情報管理責任者の下で各種法令、ジャスダック証券取引所の指導等を勘案の上適宜・適切に実行する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役及び各部門長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。
 - ・「拡大常務会」の中に分科会として「リスクマネジメント委員会」を設置し、当該委員会が、リスクマネジメント活動の状況把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。
 - ・経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会」は、迅速、正確な経営情報の把握と機動的な意思決定を図るべく少数取締役で構成し、毎月1回の定期取締役会に加え、必要に応じて「臨時取締役会」を適宜開催する。
 - ・経営計画や設備投資等の重要な事項については、「取締役会」に付議する前に、取締役と幹部社員で構成する「拡大常務会」等の会議体で十分審議する。
 - ・業務執行については、「職制規定」、「職務権限規定」に基づき権限・責任を明確化し適宜・適切に遂行する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・全ての役職員が、当社の「企業理念」「企業行動指針」に基づき経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とする。
 - ・取締役及び幹部社員は、法令、社内規定、業務方針等を社員に対し周知・徹底する。
 - ・社員は、法令及び社内諸規定を遵守し、適正に職務を遂行する義務を負う。また、違法行為等は就業規則に則り制裁する。
 - ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施し、法令及び定款に定めるもののほか、社内の諸規定遵守の観点に基づき適切な指摘・指導を行うとともに、代表取締役に対し、その結果と改善方向について報告する。
- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び子会社は、事業戦略を共有化し、一体経営を行うとともに、当社と子会社との間で、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図る。
 - ・当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求める。
- ⑦ 監査役の監査に関する体制
- ・監査役より、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その使用人の人事に関する事項は監査役会との協議により決定する。
 - ・取締役及び幹部社員は監査役監査において、職務執行の状況、経営に影響を及ぼす重要事項等について、監査役に適宜・適切に報告する。
 - ・監査役は、内部監査室と連携し業務監査を行い、その結果を代表取締役に報告するとともに、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要課題等につき関係取締役と意見交換する。
 - ・監査役は「取締役会」に加え、「拡大常務会」等の重要な会議に出席し、コンプライアンス遵守の観点から必要に応じて意見陳述する。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,727,037	流 動 負 債	1,496,853
現金及び預金	1,342,980	買 掛 金	118,350
受 取 手 形	1,075,161	工 事 未 払 金	123,381
売 掛 金	508,659	短 期 借 入 金	900,000
完成工事未収入金	87,398	一年内に返済予定の長期借入金	100,000
有 価 証 券	424,983	未 払 費 用	183,249
製 品	114,627	未 払 法 人 税 等	32,836
原 材 料	25,197	未 成 工 事 受 入 金	21,283
仕 掛 品	8,707	そ の 他	17,751
未成工事支出金	36,847	固 定 負 債	1,285,862
貯 蔵 品	32,837	長 期 借 入 金	175,000
繰延税金資産	36,208	再評価に係る繰延税金負債	693,910
そ の 他	33,428	繰 延 税 金 負 債	205,774
固 定 資 産	7,242,923	長 期 未 払 金	100,312
有 形 固 定 資 産	4,769,722	預 り 敷 金	110,866
建 物	1,063,027	負 債 合 計	2,782,715
構 築 物	127,087	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	372,094	株 主 資 本	8,122,049
車 両 運 搬 具	24,672	資 本 金	3,295,824
工 具, 器 具 及 び 備 品	18,971	資 本 剰 余 金	3,710,403
土 地	3,163,295	資 本 準 備 金	1,061,232
建 設 仮 勘 定	573	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,649,171
無 形 固 定 資 産	32,215	利 益 剰 余 金	1,310,481
ソ フ ト ウ ェ ア	30,292	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,310,481
電 話 加 入 権	1,922	別 途 積 立 金	600,000
投 資 そ の 他 の 資 産	2,440,986	繰 越 利 益 剰 余 金	710,481
投 資 有 価 証 券	2,186,738	自 己 株 式	△ 194,661
関 係 会 社 株 式	11,800	評 価 ・ 換 算 差 額 等	65,195
差 入 保 証 金	51,110	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	299,812
役 員 従 業 員 保 険 料	146,588	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 234,616
そ の 他	60,849	純 資 産 合 計	8,187,245
貸 倒 引 当 金	△ 16,100	負 債 純 資 産 合 計	10,969,961
資 産 合 計	10,969,961		

損 益 計 算 書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,375,608
売 上 原 価	3,606,889
売 上 総 利 益	768,719
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	573,256
営 業 利 益	195,462
営 業 外 収 益	238,192
受 取 利 息	4,363
有 価 証 券 利 息	42,919
投 資 有 価 証 券 売 却 益	105,976
雑 収 益	84,933
営 業 外 費 用	47,478
支 払 利 息	11,855
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11,426
雑 損 失	24,197
経 常 利 益	386,176
特 別 利 益	-
特 別 損 失	45,876
関 係 会 社 清 算 損	26,210
固 定 資 産 除 却 損	19,666
税 引 前 当 期 純 利 益	340,299
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	57,981
法 人 税 等 調 整 額	127,761
当 期 純 利 益	154,557

株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から〕
〔平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 積 立 金	途 越 利 益 剰 余 金			
平成18年3月31日 残高	3,295,822	1,061,230	2,595,974	3,657,204	300,000	910,306	1,210,306	△279,441	7,883,891
事業年度中の変動額									
別途積立金の 積立て(注)					300,000	△300,000	-		-
剰余金の配当(注)						△46,881	△46,881		△46,881
役員賞与(注)						△7,500	△7,500		△7,500
当期純利益						154,557	154,557		154,557
自己株式の処分			53,197	53,197				84,780	137,978
新株予約権の行使	2	2		2				-	-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	2	2	53,197	53,199	300,000	△199,824	100,175	84,780	238,157
平成19年3月31日 残高	3,295,824	1,061,232	2,649,171	3,710,403	600,000	710,481	1,310,481	△194,661	8,122,049

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高	183,304	△234,616	△51,312	7,832,578
事業年度中の変動額				
別途積立金の 積立て(注)				-
剰余金の配当(注)				△46,881
役員賞与(注)				△7,500
当期純利益				154,557
自己株式の処分				137,978
新株予約権の行使				4
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	116,508		116,508	116,508
事業年度中の変動額合計	116,508	-	116,508	354,666
平成19年3月31日 残高	299,812	△234,616	65,195	8,187,245

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・仕掛品

後入先出法による低価法

・未成工事支出金

個別法による原価法

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針 金利リスクの低減ならびに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜き方式を採用しております。
- (7) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。
- (8) 会計方針の変更
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来の資本の部の合計に相当する金額は、8,187,245千円であります。
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。
(役員賞与に関する会計基準)
当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。
なお、当事業年度においては計上しておりません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	239,889千円
機械及び装置	15,380千円
土 地	2,293,286千円
計	2,548,555千円

上記の物件は、長期借入金275,000千円、短期借入金630,000千円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,592,256千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 273千円 |
| ② 長期金銭債権 | 14,240千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 5,748千円 |

(4) 土地再評価法に基づく土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末

における時価と再評価後の Δ 686,742千円

帳簿価額との差額

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 仕入高 | 138,374千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 558千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,505千株	4,513千株	一千株	9,018千株

(注) 発行済株式の総数の増加は、取締役会決議による株式の分割による増加4,505千株、新株予約権の行使による増加8千株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	598千株	598千株	363千株	833千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による株式の分割による増加分であります。自己株式の数の減少は、取締役会決議による自己株式の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成18年6月27日開催の第44回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 46,881千円
- ・ 1株当たり配当額 12円
- ・ 基準日 平成18年3月31日
- ・ 効力発生日 平成18年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成19年6月27日開催の定時株主総会において、次の決議を予定しております。

- ・ 配当金の総額 65,476千円
- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 平成19年3月31日
- ・ 効力発生日 平成19年6月28日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年7月14日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	314,000株
新株予約権の残高	157個

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	10,622
工事未払金	3,801
未払賞与	21,784
その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産（流動）小計	36,208
繰延税金資産（固定）	
長期未払金	40,826
ゴルフ会員権評価損	9,966
貸倒引当金	2,849
繰延税金資産（固定）小計	53,642
繰延税金資産合計	89,850
評価性引当額	△53,642
繰延税金資産合計	36,208
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△205,774
繰延税金負債合計	△205,774
繰延税金負債の純額	△169,565

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3,418千円	626千円	2,791千円
合 計	3,418	626	2,791

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1 年 内	660千円
1 年 超	2,232千円
合 計	2,892千円

(3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項

支払リース料	2,543千円
減価償却費相当額	2,343千円
支払利息相当額	146千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

属性	会社名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容及び職業	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員兼任	業務上の関係				
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	三菱商事建材(株)	500,000	建材商社	なし	なし	当社製品の販売及び同製品の工事並びに原材の購入	製品の販売及び同製品の工事請負	3,879,124	受取手形	1,010,819
									売掛金	475,496
									完成工事未収入金	50,892
									未成工事受入金	32

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売及び同製品の工事請負については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。
2. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,000円32銭
- (2) 1株当たり当期純利益 19円63銭

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

株式会社スパンクリートコーポレーション
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 渡辺 憲雄 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 尾崎 隆之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月11日

株式会社パンクリートコーポレーション 監査役会

常勤監査役 大谷 光 威 ㊞

監査役 阿部 裕 三 ㊞

監査役 清水 雄 輔 ㊞

(注) 常勤監査役 大谷光威及び監査役 阿部裕三並びに監査役 清水雄輔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上